

令和7年度

社会福祉法人

# 池田市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 池田市社会福祉協議会

## 目 次

### 令和7年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針	1
2. 重点目標	2
3. 法人運営	2
3. 地域福祉事業	4
4. 在宅福祉事業	10
5. その他の活動等	14

# 令和7年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 事業計画

## 1. 基本方針

近年特に孤独・孤立、ヤングケアラー等潜在化し地域で見えにくい福祉課題への対応が求められています。池田市社会福祉協議会では、従来から高齢者や障がい者、子育て世帯などを含めたすべての住民が安心して地域で暮らすことができるよう、地域でのつながりと支えあい活動を進めてまいりましたが、このような地域での複雑・多様化する課題に取り組むには、今まで以上に住民生活に関わる幅広い分野との連携・協働が必要になってきます。

身近な地域での生活課題の解決をすすめていくために、令和5年度から5か年計画で実施される「第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画（iプラン）」に基づき、地域住民、行政や関係機関・団体と協働しながら、包括的な支援体制づくり、つながり支え合う地域づくり、地域福祉を支えるひとづくりを進めています。さらに、これらの取り組みを下支えするために、令和6年度から実施している「中期経営計画」に基づき、池田市社協の組織基盤の整備・強化を進めています。

令和7年度においても、第5次池田市地域福祉活動推進計画（iプラン）を推進するとともに、3か年計画で実施する「中期経営計画」に基づく組織基盤整備を並行・連動させることで、組織使命である“一人ひとりが大切にされ安心して暮らせる共生のまちづくり”の実現に向けて、計画的に取り組んでまいります。

## 2. 重点目標

- ◎ 経営理念に基づく計画的な運営
- ◎ 人材確保及び育成方針の確立・強化
- ◎ 第5次池田市地域福祉活動推進計画（iプラン）の推進
- ◎ 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり
- ◎ 地域における多機関協働の推進
- ◎ 地域ニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施
- ◎ 在宅福祉サービスの質の向上及び経営基盤の強化

## 3. 法人運営

### 1) 理念に基づく計画的な運営

- ① 理事会・評議員会の適切な運営
  - ・理事会・評議員会において活発な意見交換が行われるよう会議の運営を工夫し、自由に意見交換できる場を設けます。
- ② 事業継続計画（BCP）の定期的な見直し
  - ・BCPの重要性を認識・共有し、全職員でBCPの定期的な見直しを行います。
- ③ 部門間の連携強化
  - ・課の枠を超えたプロジェクトチームを形成し、法人全体の課題解決に取り組みます。
  - ・職員ミーティングを利用し、課を超えた情報交換の機会を設け部門間の連携を図ります。

### 2) 人材確保・育成・定着支援

- ① 職員の育成方針の確立と定着支援
  - ・職員の能力開発・人材育成のために人事評価制度・目標管理制度を適切に運用します。
  - ・職員研修体制を整備します。
- ② 安定的な職員の確保
  - ・今後の職員構成に基づき中長期的な採用計画を作成します。
  - ・SNS等を活用し池田市社協の魅力を発信します。

### 3) 財源確保

- ① 会員会費の増強による財源の確保  
(目標金額 5,250,000円)
- ② 寄附金の確保
  - ・ 所得控除団体として税制面でのメリットがあることをPRし寄附金の確保に努めます。
- ③ 情報収集と現状分析
  - ・ 他市の先進事例や助成金に関する情報を収集するとともに、各事業の現状を分析し、課題解決に努めます。

### 4) 広報啓発活動

地域福祉の推進と社協の賛同者を増やすために、下記の情報発信・広報啓発活動を行います。

- ① 広報誌「いけだの社協」発行(年4回、市内全戸配布、広報委員会による紙面づくり)
- ② ホームページ・Facebookの適宜更新による情報提供
- ③ 市広報への広報依頼
- ④ チラシ・ポスター・パンフレットの発行

## 4. 地域福祉事業

### 1) 第5次池田市地域福祉活動推進計画(以下「i-プラン」)の推進

地域住民が抱える生活課題は、8050問題・ダブルケア・ひきこもりなど複雑化・複合化・潜在化しており、必要な支援が届いていない現状があります。この状況に対応し、すべての住民が安心して地域で暮らすためには、地域住民同士の助け合い・支え合い活動と公的支援が連携協働し、地域共生社会を作っていく必要があります。推進計画3年目も引き続き、①多機関が連携協働し課題解決に取り組む包括的相談支援体制づくり、②多様な主体が地域福祉活動に参加し支え合う地域づくり、③世代や属性を問わず多くの人が地域福祉活動を支える人づくりに向けて取り組めます。

- ① 包括的相談支援体制の構築
  - ・ 多機関協働のネットワーク
- ② 参加支援体制の構築
  - ・ プラットフォームの設置
- ③ 地域づくりに向けた取り組み
  - ・ 当事者のつながりづくりと活動支援
- ④ 人づくりに向けた取り組み
  - ・ 福祉教育の推進と学びあい機会の充実
- ⑤ 社会資源の開発

### 2) 地区福祉委員会活動の推進

11の地区福祉委員会では、さまざまな地域福祉活動を行っています。また、課題を抱えた近隣住民を支えるためのネットワークづくりとして、地区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動を展開しています。今後は、地域の多様な主体と共に情報共有や検討を重ねながら、見守り・支え合いの輪をさらに広げ、世代や属性にかかわらず、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

- ① 地区福祉委員会活動の強化
  - ・ 地区福祉委員長会議の開催
  - ・ 広報啓発活動の充実
- ② 小地域ネットワーク活動事業
  - ・ ふれあいサロンや子育てサロンなど、現在取り組んでいる活動の定期的継続開催（全地区）

- ・ 地域のだれもが参加可能なサロン活動の普及と推進
- ・ 見守り声かけなどの個別援助活動を高齢者中心から全世代へ拡大
- ・ 他団体や事業者などとの情報共有と連携
- ・ 広報啓発活動（「小ネットかわら版」の発行を含む）
- ・ 小地域ネットワーク活動推進委員会の開催

### 3) ボランティアセンター事業

ボランティア活動に関心のある方、活動をはじめてみたい方、援助を必要とする方などの相談とボランティアの育成、継続的な活動支援を行います。自分の住む地域での活動に興味がある方については、地域活動についても紹介し、他機関と協力・連携して活動の場へとつなぎます。新たな担い手確保として、学生の頃から主体的に活動にふれる機会をつくります。また、誰もが気軽に興味を持ち、積極的に参加できるように各種講座を開催するとともに、情報発信に取り組みます。

#### ① ボランティアコーディネート

- ・ 登録ボランティアグループや個人ボランティア・ボランティア連絡会への支援
- ・ 福祉施設などボランティア受け入れ先への支援
- ・ 登録ボランティア交流会の開催

#### ② 特定非営利活動法人や団体、トアエル等との連携や新たな活動の場の創出

#### ③ 各種ボランティア講座の開催

#### ④ 広報啓発活動と情報提供

#### ⑤ ボランティア保険取扱業務

#### ⑥ ボランティアセンター運営委員会の開催

### 4) 有償協力員派遣事業（にじの会）

日常生活で家事援助などの手伝いが必要な利用会員に対し、協力会員が日常の家事援助などを行います。

- ① 利用・協力会員間の需給調整（目標年間活動回数 1, 300回）
- ② 広報啓発活動の充実強化
  - ・ にじの会だよりの発行、パンフレット配布

- ③ 会員向け研修会・交流会の開催
  - ・ 家事援助活動の基本、福祉制度の研修、会員交流会等
- ④ 有償協力員運営委員会の開催

## 5) ファミリー・サポート・センター事業

地域における育児の相互援助活動を推進するために、支援の必要な子育て中の労働者や主婦等と子どもの預かりなどの援助を行いたい者を会員とし、相互援助活動の連絡・調整を行い、育児支援のための講習会を実施します。また、広報活動も積極的に行い、会員の増加に向けて取り組むとともに、関係機関や団体と連携し支援を行います。

- ① 相互援助活動の調整（目標年間活動回数 1,000回）
- ② 講習会および会員交流会の開催
  - ・ 基礎講習会
  - ・ 救命救急講習会
  - ・ 会員交流会
- ③ 広報啓発活動
  - ・ FAMILY SUPPORT通信の発行
  - ・ 関係機関・団体および乳幼児健診などで事業の説明、パンフレットの配布
  - ・ 社協広報および市広報への情報提供

## 6) 日常生活自立支援事業

権利擁護を推進するため、認知症、知的障がい、精神障がいなど、自分で判断する能力が低下した方々についての相談を受け、事業対象者には福祉サービス利用援助や日常の金銭管理などを行います。また、法律行為の支援が必要な方へは、成年後見制度の利用も支援します。

- ① 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの実施
- ② 広報啓発活動の実施
  - ・ 関係機関・団体への情報提供
- ③ 成年後見制度の利用、移行支援
- ④ 権利擁護センター設立についての検討
- ⑤ 関係機関（行政・包括支援センターなど）との成年後見制度利用支援の相談支援体制の整備

## 7) 福祉教育の推進

子どもから高齢者まで様々な世代の地域住民の福祉意識向上を進めます。地区福祉委員会などの地縁団体やボランティア団体、福祉施設との交流も取り入れ、継続的に身近な地域にふれる機会の創出を図ります。

- ① 小・中・高校等の福祉教育への支援
  - ・ 福祉授業の内容相談
  - ・ 福祉授業講師の調整
- ② 福祉教育実践者の育成
  - ・ 教職員福祉教育研修会の開催
- ③ 地域住民を対象とした福祉教育の推進
  - ・ 地域住民を対象とした福祉研修会などの開催支援

## 8) コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)配置事業の実施

支援が必要にも関わらず、地域において孤立したり、制度等に結びつくことが難しい状況にある方やその世帯に対して寄り添います。行政や関係機関・地域の多様な主体と連携しながら、その人らしい生活を送るための選択肢を共に考えます。また、i-プラン推進に向け、関係者との連絡調整や必要な取り組みの創出を行います。

- ① 孤立の防止や制度の狭間への対応
  - ・ セーフティネット体制づくり
  - ・ 要援護者等に対する見守り・相談・問題解決への支援と関係機関・地域住民等との連絡調整
- ② i-プラン推進の中核的業務
  - ・ 庁内及び多機関への連絡調整
  - ・ 企画及び立案
  - ・ 広報及び啓発活動

## 9) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者、失業者の世帯（教育支援及び一部の福祉貸付に関しては生活保護世帯も含む。）を対象に、安定した生活が送れるようにすることを目的とした資金貸付の相談・申請窓口を行います。また、令和2年3月から令和4年9月まで実施していた新型コロナウイルス特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）で特に支援が

必要と考えられる借受人に対するフォローアップ支援に引き続き取り組んでいきます。

- ・ 大阪府生活福祉資金貸付事業の相談・申請窓口
- ・ 貸付決定後の借受人等に対する見守り・相談
- ・ 新型コロナ特例貸付借受人世帯の自立に向けた、償還の相談、自立相談支援機関等関係機関との連携による支援
- ・ 新型コロナウイルス特例貸付で償還免除を行った借受人、償還免除申請が未応答の借受人、償還が困難な借受人の猶予申請案内・見守りなどフォローアップ支援

#### 10) 社会福祉法人・団体の社会貢献への支援

池田市社会福祉施設連絡会の設置運営を通じて、子育て、高齢者、障がい者関連施設などの社会福祉施設が種別を越えて連携し、交流を行い、地域への貢献・地域における福祉課題に対応した取り組み・人権や防災意識を高めることを目的とした研修や活動を行います。

- ・ 地域住民、地域団体、行政などとの交流、連携、協働に関する事業
- ・ 池田市社会福祉施設連絡会の活動支援（事務局）
- ・ 地域貢献活動の取り組み

#### 11) 災害時の体制整備

市内で大規模災害等が発生した場合にも、社協事業を継続して行い、速やかに災害ボランティアセンターが設置運営できるよう、平常時から定期的に訓練を行い運営体制を備えます。また、災害ボランティアセンター設置運営にあたり、関係団体などから人的・物的支援を受けるために協定を締結します。

- ・ 社協災害時対応の充実
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・ 関係団体との災害ボランティアセンター運営支援協定締結と平常時における情報交換

#### 12) 生活支援体制整備事業

年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、生活支援コーディネーターの配置・地域支え合い推進協議体の設

置を通じて、地域住民、関係団体、企業、商店等と協力しながら、生活支援・介護予防サービスの創出や住民同士の支え合いの活動体制づくりを推進しています。

- ・ 池田市地域支え合い推進協議体委員会（第1層協議体）の開催
- ・ 第2層地域支え合い推進協議体委員会の運営支援
- ・ 地域ニーズや地域社会資源の把握と地域資源の創出

### 13) 食でつながる共生のまちいけだ

物価高騰で影響を受けている方々が、「食」を通じてあたたかなつながりを感じることができるよう、フードドライブとフードパントリーの活動を行います。

#### ① フードドライブ

- ・ 社協事務所にて随時受付
- ・ 様々な企業からの食品提供

#### ② フードパントリー

- ・ 市内で開催
- ・ 開催予告と開催報告を広報誌、社協ホームページ及び Facebook に掲載

#### ③ 市内子ども食堂との連携・支援

### 14) ひきこもり支援事業

ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談に応じ、地域の関係機関・団体等とのネットワークを通じた支援を行うことで、ひきこもり状態にある本人の社会参加と自立を促進し、本人および家族の福祉の増進を図ります。

- ・ ひきこもり相談窓口の開設
- ・ 訪問（アウトリーチ）による支援
- ・ 多機関協働による課題への対応

## 5. 在宅福祉事業

高齢者や障がいのある方が、住みなれた地域で生活できるよう、利用者主体の支援を通じた、その人らしい生活の実現を目指します。

また、社協の地域福祉を推進してきた強みを十分に生かし、介護保険福祉サービス・障がい福祉サービスのフォーマルサービスだけでなく、様々な社会資源の活用、地域との連携、社協内他事業の専門職や多職種多機関と連携を図りながら、個別支援を通じた地域課題の解決、地域包括ケアの推進・地域共生社会の実現に向けた積極的な取組みと安定した事業運営に努めます。

### 1) 介護保険事業

#### ① 地域包括支援センター事業

(池田市さわやか地域包括支援センター)

超高齢化社会となり、身寄りのない方、関係性の希薄や精神疾患等でキーパーソンの役割をになえる親族がいない方、認知症や経済などの複数の問題を抱えている方が増えてきています。これらの問題の解決に向け多職種との連携を強化していきます。

また、高齢者の相談窓口として包括支援センターの周知を図れるよう、引き続き地域の集いへの参加、広報誌の作成、市民向け講座など積極的に PR 活動を行います。また市民それぞれが元気なうちに老後におこりうる課題を自分事として捉え、老後への備えができるよう啓発活動に取り組みます。

名 称	対象者数	利用延件数
介護予防支援	180人	2,000件
介護予防ケアマネジメント	130人	1,300件
合 計	310人	3,300件

名 称	利用延件数
総合相談	1,100件

#### ② 訪問介護事業

(池田さわやか訪問介護事業所)

高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心した生活の継続が実現できるよう関係機関と連携しながら、在宅福祉の向上に取り組めます。

職員の質の向上、訪問介護サービスの向上、事故防止、災害・感染症対策など安定した事業所運営に取り組む、介護職員が「働きやすい・働きがいのある」職場環境作りを行います。

名 称	対象者数	利用延回数
訪 問 介 護	15人	2,300回
訪問型サービス	20人	1,500回
合 計	35人	3,800回

## 2) 障害者総合支援事業

### ① 障がい者地域生活支援センター事業

(障がい者地域生活支援センターひだまり)

#### 1. 総合相談事業

障がいのある方の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や支援、虐待防止、権利擁護のための必要な支援を専門的、総合的に行います。

また、地域包括支援センター事業や日常生活自立支援事業、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業等と協働して、ご本人の希望する自立した地域生活の実現に向けて取り組めます。

#### 2. 特定計画相談支援事業

障がいのある方からの相談を受けて、日常生活での問題解決や福祉サービスを適切に利用する計画を作成し、継続的に支援、モニタリング(状況確認)を行い、市、事業所等との連絡調整を行います。

計画作成にあたっては、職員の質の向上、サービスの向上、安定した事業所運営に取り組むながら、利用者の抱える悩みを傾聴し、一人一人に寄り添った支援に努めます。

総合相談件数	1,450件
--------	--------

名 称	対象者数	利用延件数
特定計画相談	75人	165件

## ② 訪問介護事業

(池田さわやか訪問介護事業所)

障がいや難病のある方が住み慣れた地域で、ご本人の希望する自立した日常生活・社会参加ができるよう、池田市障がい福祉課、各相談支援事業所、民間事業所等の関係機関と連携し、居宅介護・同行援護・移動支援のホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。

1. 居宅介護 (ホームヘルパー派遣)
2. 同行援護 (ガイドヘルパー派遣)
3. 移動支援 (ガイドヘルパー派遣)

名 称	対象者数	利用延回数
居 宅 介 護	25人	3,630回
同 行 援 護	6人	950回
移 動 支 援	5人	160回
合 計	36人	4,740回

## ③ 意思疎通支援事業

聴覚や音声・言語機能に障がいのある方で、公共機関に行くなどの日常生活のうえで必要な外出や、講演会や研修会などの各種行事に参加する場合にコーディネーター等が相談を受け、手話通訳者や筆記通訳者を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

派遣回数	200回	手話通訳	120回
		筆記通訳	80回

## 3) その他の在宅福祉事業

### ① 紙おむつ給付事業

在宅で常時紙おむつを使用されている要介護4以上の非課税世帯の高齢者に紙おむつ給付券を支給し、経済的な負担を軽減します。

対 象	対象者数	利用延月数
高 齢 者	130人	1,560月

② 介護保険・障がい者総合支援以外のホームヘルパー派遣事業  
(さわやかホームサービス)

社協で実施する介護保険・障がい者総合支援等の訪問介護サービスをご利用されている方が、制度で対応できない支援を必要とする場合にホームヘルパーを保険外で派遣します。

名 称	対象者数	派遣延回数
さわやかホームサービス	4人	30回

③ 池田市子育て世帯訪問支援事業 (育児・家事支援)

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に、市からの要請により、育児や家事支援を行うホームヘルパーを派遣します。

名 称	対象者数	派遣延回数
池田市子育て世帯 訪問支援事業	2人	96回

## 6. その他の活動等

### 1) 各種団体との連携強化

- ① 池田地区募金会（共同募金、歳末たすけあい募金）
  - ・ 各種団体に協力をいただき、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金を実施し、福祉活動の支援に努めます。
- ② 日本赤十字社大阪府支部池田市地区
  - ・ 日本赤十字社の池田市地区における事務局として、日本赤十字社の啓発活動や活動資金募集などの事業に取り組みます。また、災害時には、義援金の受付業務を実施します。
- ③ 池田市献血推進協議会
  - ・ 献血の重要性を啓発するとともに、大阪府赤十字血液センターと連携し、移動採血車による献血を実施します。

### 2) 地域福祉活動の拠点としての保健福祉総合センター体制整備

誰もが安心して利用できる地域福祉活動の拠点となるよう、地域住民がお互い認め合い、つながり、支えあうことができる、地域に開かれ、賑わいのある事業運営とセンター管理運営の更なる強化に引き続き努めるため、下記の事項に重点的に取り組みます。

- ① 主催イベントの継続的な実施と新規イベントの開拓
- ② 共有スペースの有効活用
- ③ 建物設備の定期的なメンテナンスと計画的な修繕
- ④ 管理運営における池田市との連携強化及び情報共有